

令和6年度
第37回 通常総会議案書

日 時 令和6年6月17日（月）

午前9時30分

場 所 ふれあいみんなの館・さばえ

（多目的ホール）



公益社団法人

鯖江市シルバー人材センター

鯖江市上鯖江1丁目4-1

TEL 51-8765 FAX 51-8773

基本理念

自主・自立・共働・共助

シルバー人材センターは、会員による自主的・主体的な運営を理念としています。

会員のひとり一人が豊かな経験と知識を生かし、お互い協力しあいながら、仕事を開拓し、働くことを理念としています。

令和6年度公益社団法人鯖江市シルバー人材センター

第37回 通常総会次第

- 1 開会の辞
- 2 物故者への黙祷
- 3 会員表彰
- 4 理事長あいさつ
- 5 来賓祝辞
- 6 議長選出
- 7 定足数報告
- 8 報告事項
 - (1) 報告第1号 令和5年度収支補正予算(第1号)について P 4
 - (2) 報告第2号 令和5年度収支補正予算(第2号)について P 7
 - (3) 報告第3号 令和6年度事業計画について P 9
 - (4) 報告第4号 令和6年度収支予算について P 14
 - (5) 報告第5号 公益社団法人鯖江市シルバー人材センター利用規約の制定について P 17
 - (6) 報告第6号 公益社団法人鯖江市シルバー人材センター会員業務就業規約の制定について P 20
- 9 議 事
 - (1) 議案第1号 令和5年度事業報告および収支決算報告について P 27
 - (2) 議案第2号 任期満了に伴う理事・監事の選任について P 55
- 10 議長退任
- 11 閉会のことば

令和5年度 会員表彰者名簿（敬称略）

会員表彰（24名）

No.	氏名	住所	入会年月
1	真柄 愛子	鯖江市東米岡1丁目	H16.4
2	仲橋 恵美子	鯖江市柳町2丁目	H25.4
3	藤田 恵美子	鯖江市糺町	H25.4
4	藤田 光一	鯖江市糺町	H25.4
5	野尻 茂野	鯖江市鳥羽町	H25.4
6	山本 さと子	鯖江市入町	H25.5
7	河瀬 隆夫	鯖江市鳥羽町	H25.5
8	山本 昌一	鯖江市水落町1丁目	H25.5
9	菊地 英和	鯖江市神明町3丁目	H25.6
10	藤井 政雄	鯖江市吉江町	H25.6
11	小林 艶子	鯖江市川島町	H25.6
12	長田 友子	鯖江市宮前2丁目	H25.6
13	橋本 啓子	鯖江市下野田町	H25.6
14	前田 隆	鯖江市糺町	H25.7
15	佐野 康之	鯖江市本町4丁目	H25.7
16	竹腰 柳子	鯖江市石田下町	H25.9
17	前田 富美子	鯖江市日の出町	H25.9
18	毛利田 東	鯖江市下司町	H25.9
19	河村 初代	鯖江市二丁掛町	H25.10
20	梅田 千賀子	鯖江市御幸町3丁目	H25.12
21	高棹 和行	鯖江市和田町	H26.2
22	田中 秀雄	鯖江市有定町3丁目	H26.2
23	澤 薫美子	鯖江市旭町4丁目	H26.3
24	小林 啓子	鯖江市南井町	H26.3

※表彰規程第3条により、センターの会員として10年以上在籍し、通算就業日数1,000日以上、かつ当センターの発展に寄与した会員

報告事項

- (1) 令和5年度収支補正予算（第1号）について
- (2) 令和5年度収支補正予算（第2号）について
- (3) 令和6年度事業計画について
- (4) 令和6年度収支予算について
- (5) 公益社団法人鯖江市シルバー人材センター利用規約の制定について
- (6) 公益社団法人鯖江市シルバー人材センター会員業務就業規約の制定について

上記第1号から第4号までの事項について、公益社団法人鯖江市シルバー人材センター定款第47条第1項および公益社団法人鯖江市シルバー人材センター会計処理規程第12条第2項の規定に基づき報告する。

また、上記第5号および第6号の規約の制定について、定款第36条第2号の理事会の権限に基づき制定したので、それぞれの規約の改廃手続きの規定に準じて報告する。

令和6年6月17日 提出

公益社団法人

鯖江市シルバー人材センター

理事長 山本信英

報告第1号

令和5年度 収支補正予算（第1号）
（令和6年3月22日補正）

収支補正予算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

（単位：円）

科目	当初予算額	補正予算額	予算現額
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受託事業収益	305,500,000	0	305,500,000
受取配分金	269,000,000	0	269,000,000
受取材料費等	9,600,000	0	9,600,000
受取事務費	26,900,000	0	26,900,000
労働者派遣事業等受託収益	3,600,000	0	3,600,000
労働者派遣事業等受託収益	3,600,000	0	3,600,000
施設管理受託事業	11,167,000	△ 263,000	10,904,000
管理運営委託費収入	10,167,000	△ 473,000	9,694,000
施設使用料収入	900,000	300,000	1,200,000
施設雑収入	100,000	△ 90,000	10,000
学童保育受託事業	5,447,000	28,000	5,475,000
市受託収入	3,071,000	28,000	3,099,000
使用料収入	2,325,000	0	2,325,000
雑収入	51,000	0	51,000
高齢者活躍人材確保育成事業受託収益	200,000	0	200,000
高齢者活躍人材確保育成事業受託収益	200,000	0	200,000
受取会費	1,315,000	0	1,315,000
正会員受取会費	1,100,000	0	1,100,000
賛助会員受取会費	215,000	0	215,000
受取補助金等	24,837,000	250,000	25,087,000
受取連合交付金	12,237,000	250,000	12,487,000
受取（市）補助金	12,600,000	0	12,600,000
受取寄附金	10,000	0	10,000
受取寄附金	10,000	0	10,000
雑収益	30,000	0	30,000
受取利息	10,000	0	10,000
雑収益	20,000	0	20,000
経常収益計	352,106,000	15,000	352,121,000
(2) 経常費用			
事業費	349,353,500	15,000	349,368,500
支払配分金	269,000,000	0	269,000,000
支払材料費等	9,600,000	0	9,600,000
役員報酬	600,000	0	600,000
給料手当	27,600,000	250,000	27,850,000
臨時雇賃金	8,785,000	△ 15,000	8,770,000
法定福利費	5,100,000	0	5,100,000
退職給付費用	917,000	0	917,000
福利厚生費	80,000	0	80,000
会議費	62,500	0	62,500
役員等旅費交通費	100,000	0	100,000
旅費交通費	440,000	0	440,000
通信運搬費	1,252,000	△ 10,000	1,242,000
減価償却費	1,063,000	0	1,063,000

什器備品費	300,000	0	300,000
消耗品費	2,900,000	△ 959	2,899,041
修繕費	572,000	125,000	697,000
印刷製本費	570,000	100,000	670,000
光熱水料費	5,055,000	△ 429,000	4,626,000
賃借料	1,735,000	0	1,735,000
保険料	2,369,000	0	2,369,000
諸謝金	271,000	0	271,000
租税公課	5,130,000	0	5,130,000
支払負担金	10,000	0	10,000
委託費	5,318,000	△ 71,000	5,247,000
備品費	50,000	0	50,000
教材費	73,000	0	73,000
支払手数料	53,000	0	53,000
貸倒損失	0	73,959	73,959
燃料費	48,000	△ 8,000	40,000
雑費	300,000	0	300,000
管理費	2,752,500	0	2,752,500
役員報酬	315,000	0	315,000
給料手当	800,000	0	800,000
法定福利費	150,000	0	150,000
退職給付費用	12,000	0	12,000
会議費	13,500	0	13,500
役員等旅費交通費	38,000	0	38,000
旅費交通費	138,000	0	138,000
通信運搬費	70,000	0	70,000
消耗品費	40,000	0	40,000
印刷製本費	150,000	0	150,000
光熱水料費	3,000	0	3,000
賃借料	27,000	0	27,000
保険料	85,000	0	85,000
諸謝金	3,000	0	3,000
租税公課	25,000	0	25,000
支払負担金	297,000	0	297,000
委託費	331,000	0	331,000
支払手数料	10,000	0	10,000
雑費	245,000	0	245,000
經常費用計	352,106,000	15,000	352,121,000
当期經常増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	53,008,431	53,008,431	0
一般正味財産期末残高	53,008,431	53,008,431	0
II 正味財産期末残高	53,008,431	53,008,431	0

令和5年度収支補正予算

(令和6年3月22日補正)

収支予算書に係る注記

令和5年 4月 1日から令和6年 3月31日まで

1. 投資活動及び財務活動に関する見込

(単位：円)

科目	予算額	補正予算額	予算現額
【投資活動収支の部】			
＜投資活動収入＞			
特定資産取崩収入	0	475,200	475,200
固定資産取得積立資産取崩収入	0	0	0
退職給付引当資産取崩収入	0	475,200	475,200
投資活動収入計	0	475,200	475,200
＜投資活動支出＞			
固定資産取得支出	0	0	0
車両運搬具購入支出	0	0	0
什器備品購入支出	0	0	0
特定資産取得支出	592,950	3,820,800	4,413,750
固定資産取得積立資産取得支出	0	3,900,000	3,900,000
退職給付引当資産取得支出	592,950	△ 79,200	513,750
投資活動支出計	592,950	3,820,800	4,413,750
当期収支差額	△ 592,950	△ 3,345,600	△ 3,938,550

報告第2号

令和5年度収支補正予算（第2号）
（令和6年3月31日補正）

収支補正予算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

（単位：円）

科目	予算額	補正予算額	予算現額
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受託事業収益	305,500,000	△ 22,600,000	282,900,000
受取配分金	269,000,000	△ 19,500,000	249,500,000
受取材料費等	9,600,000	△ 850,000	8,750,000
受取事務費	26,900,000	△ 2,250,000	24,650,000
労働者派遣事業等受託収益	3,600,000	△ 100,000	3,500,000
労働者派遣事業等受託収益	3,600,000	△ 100,000	3,500,000
有料職業紹介事業受託収益	0	0	0
有料職業紹介事業受託収益	0	0	0
施設管理受託事業	10,904,000	△ 581,000	10,323,000
管理運営委託費収入	9,694,000	△ 624,000	9,070,000
施設使用料収入	1,200,000	38,000	1,238,000
施設雑収入	10,000	5,000	15,000
学童保育受託事業	5,475,000	0	5,475,000
市受託収入	3,099,000	0	3,099,000
使用料収入	2,325,000	0	2,325,000
雑収入	51,000	0	51,000
高齢者活躍人材確保育成事業受託収益	200,000	△ 100,000	100,000
高齢者活躍人材確保育成事業受託収益	200,000	△ 100,000	100,000
受取会費	1,315,000	△ 95,000	1,220,000
正会員受取会費	1,100,000	△ 100,000	1,000,000
賛助会員受取会費	215,000	5,000	220,000
受取補助金等	25,087,000	0	25,087,000
受取連合交付金	12,487,000	0	12,487,000
受取（市）補助金	12,600,000	0	12,600,000
受取寄附金	10,000	△ 10,000	0
受取寄附金	10,000	△ 10,000	0
雑収益	30,000	0	30,000
受取利息	10,000	0	10,000
雑収益	20,000	0	20,000
経常収益計	352,121,000	△ 23,486,000	328,635,000
(2) 経常費用		0	
事業費	349,368,500	△ 27,057,000	322,311,500
支払配分金	269,000,000	△ 19,500,000	249,500,000
支払材料費等	9,600,000	△ 1,530,000	8,070,000
役員報酬	600,000	△ 160,000	440,000
給料手当	27,850,000	△ 2,100,000	25,750,000
臨時雇賃金	8,770,000	60,000	8,830,000
法定福利費	5,100,000	△ 160,000	4,940,000
退職給付費用	917,000	△ 79,000	838,000
福利厚生費	80,000	△ 30,000	50,000
会議費	62,500	0	62,500
役員等旅費交通費	100,000	△ 100,000	0
旅費交通費	440,000	△ 290,000	150,000
通信運搬費	1,242,000	△ 112,000	1,130,000
減価償却費	1,063,000	0	1,063,000

什器備品費	300,000	△ 80,000	220,000
消耗品費	2,899,041	△ 359,000	2,540,041
修繕費	697,000	△ 387,000	310,000
印刷製本費	670,000	△ 220,000	450,000
光熱水料費	4,626,000	△ 936,000	3,690,000
賃借料	1,735,000	△ 95,000	1,640,000
保険料	2,369,000	11,000	2,380,000
諸謝金	271,000	△ 201,000	70,000
租税公課	5,130,000	△ 505,000	4,625,000
支払負担金	10,000	△ 10,000	0
委託費	5,247,000	71,000	5,318,000
備品費	50,000	△ 40,000	10,000
教材費	73,000	△ 13,000	60,000
支払手数料	53,000	△ 3,000	50,000
貸倒損失	73,959	0	73,959
燃料費	40,000	1,000	41,000
雑費	300,000	△ 290,000	10,000
管理費	2,752,500	△ 329,000	2,423,500
役員報酬	315,000	△ 115,000	200,000
給料手当	800,000	△ 30,000	770,000
法定福利費	150,000	20,000	170,000
退職給付費用	12,000	0	12,000
会議費	13,500	0	13,500
役員等旅費交通費	38,000	△ 38,000	0
旅費交通費	138,000	0	138,000
通信運搬費	70,000	△ 30,000	40,000
消耗品費	40,000	△ 10,000	30,000
印刷製本費	150,000	△ 5,000	145,000
光熱水料費	3,000	△ 3,000	0
賃借料	27,000	△ 17,000	10,000
保険料	85,000	25,000	110,000
諸謝金	3,000	△ 3,000	0
租税公課	25,000	△ 15,000	10,000
支払負担金	297,000	△ 2,000	295,000
委託費	331,000	△ 101,000	230,000
支払手数料	10,000	△ 10,000	0
雑費	245,000	5,000	250,000
經常費用計	352,121,000	△ 27,386,000	324,735,000
当期經常増減額	0	3,900,000	3,900,000
当期一般正味財産増減額	0	3,900,000	3,900,000
一般正味財産期首残高	53,165,913	0	53,165,913
一般正味財産期末残高	53,165,913	3,900,000	57,065,913
Ⅲ 正味財産期末残高	53,165,913	3,900,000	57,065,913

令和6年度事業計画

1 基本方針

我が国においては、少子高齢化の急速な進展、人口減少の中の超高齢化が言われて久しく、令和5年版「高齢社会白書」によると、我が国の高齢化率は29.0%（令和4年10月1日現在）となり、鯖江市においても令和5年4月現在27.4%と、年々高くなっております。同白書によれば、高齢化率は令和19年には33.3%に達すると予測され、国民の約3人に1人が65歳以上の高齢者となる社会が到来すると推計しています。

今回の白書の推計の元となった国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年度推計）」によれば、26年後の令和32年の福井県の人口は、現在より25%あまり減って57万人余りと予想される一方で、65歳以上人口はほぼ横ばいで、高齢化率は40%を超える見通しです。経済をはじめ世の中のサービス提供自体が大きく縮小することが危惧されております。高年齢者の就業を促進することは、労働力人口の減少が急速に進行する中で、高齢者の「生きがいの充実」や「生活の安定」、「健康の維持・増進」とも相まって、我が国の社会経済の維持・発展のために欠かすことのできないものとなっています。一方で、事業主に対する65歳までの雇用義務化や70歳までの就業機会の促進などの法制化により、シルバー人材センターの会員確保の点では、大変、困難な状況が生じています。

また、新型コロナウイルスは、昨年5月8日から感染症法上の分類が第2類相当から第5類に引き下げられ、医療体制や感染対策については、国の積極的な関与から、個人の選択・判断に委ねられることになりました。これにより社会活動の状況は、徐々にコロナ拡大前の状態に回復しつつあります。しかしながら、コロナ禍の3年間に生まれた生活様式や社会活動の変化は大きく、年初に発生した能登半島地震によるに経済活動への影響も少なくはなく、受注の完全な回復までには至っておりません。

こうしたことを踏まえ、本年度も引き続き、「会員増強」、「就業機会の確保」に力点を置いて、各事業の推進を図ってまいります。また、今年10月施行のフリーランス保護法やインボイス制度対策を含め、包括的契約への切り替えを令和7年4月を目途として、県内各センターと歩調を合わせて進めてまいります。同時に、シルバー事業のデジタル化対応に取り組み、会員の利便性強化を図ってまいります。

2 事業実施計画

(1) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業

サービス業等の人手不足分野、介護・育児等の現役世代を支える分野で高齢者（会員）に就業する機会を提供することで、

- ① 高齢者の生活の安定、生きがいの向上、健康の維持・増進
- ② 企業の人手不足の解消
- ③ 現役世代が安心して働ける基盤の下支え、地域域社会の維持・発展等を推進します。

(2) 会員増強と資質の向上

- ① 会員を増加し多様なニーズに応えられる体制を構築します。
 - ・会員減少傾向に歯止めをかけるため、令和元年度末の登録人員数（542人）の確保を目標に種々の取組みを行います。
 - ・会員の「入会者紹介カード」により「会員一人が一人の仲間を増やす運動」を展開します。
 - ・「会員増強月間（3月～6月）」を設定し、各種の広報・PR活動、入会説明会の重点開催など、各種の取組みを年度替わりの時期に集約して取り組み、会員の確保に努めます。これまで、会員増強期間に限って実施してきた「紹介者・入会者のポイント2.5倍付与」は通年で実施します。
 - ・県連合の「高齢者活躍人材確保育成事業」を活用して、「お試し就労」などを行い、新規会員の確保に繋がります。
 - ・センターの活動内容をセンター会報や市広報、ホームページ等により発信し入会を促進します。
 - ・センターホームページに就業求人情報や講習会などのイベント情報を常時発信し入会に繋がります。
 - ・入会希望者には、毎月初め入会説明会を開催し入会希望者の要望を聞きながら、積極的に会員募集に努めます。
 - ・商工団体等を通じて、企業需要喚起を図ります。
 - ・企業その他の団体等の退職者に向けて会員募集広報活動を行います。
 - ・地区公民館やハローワークと連携し会員募集チラシを配置するなど広く会員募集広報を行います。
 - ・未就業会員などを対象に、就業に対する研修体制の確立を図ります。
- ② 女性会員の入会を促進する。
 - ・女性限定のイベントや入会説明会を開催し女性会員の増強に努めます。
 - ・市図書館の雑誌スポンサー制度を活用し、女性向月刊誌の蔵書スポンサーとなり雑誌カバーに年間を通じて広告を掲載します。あわせて、市の教養・文化施策にも貢献します。
 - ・シルバーへの子育て支援事業等のニーズも増えていることから、就業希望女性会員の入会を促進します。
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型基準緩和サービスA2型（生活援助）実施体制強化のため、就業希望女性会員の入会を促進し

ます。

- ③ 適正就業を図るため、会員と役員・職員等との相談を随時行います。
 - ④ ゴールド会員制度を活用し、就業以外に、地域活動やボランティア、趣味・教養活動等を通じて、さらなる生きがいの充実や健康の増進等に繋げていきます。
- (3) 独自事業の開拓等
- ・スイーツ教室等女性層を中心とした講座の開設等「いこいの広場事業」の拡充を図ります。
 - ・会員が生きがいを感じ多くの会員が関われる独自事業を検討します。
 - ・日々の健康生活や将来に不安を持った高齢者等が気軽に集える場の提供を行い、当センターが開設している児童クラブと連携し、子供たちと高齢者の交流により、生きがいづくりのサポートを行います。
- (4) 組織
- ① 組織の充実・活動
 - ・各種のセンター事業への積極的な参加を促すため、ポイント制度の利用拡大を図ります。
 - ・市内全域に会員を対象とした地区組織の創設を目指すため、当面は、班長会の定期的な開催など、各地域での活動を支援し、組織のすそ野を拡げていきます。
 - ・会員の「スマイル to スマイル」アプリ登録を促進し、会員の利便性を高め、包括的契約導入時の手続きの簡素化を図ります。
 - ・適正人員と人材の確保を図り、新たな企画に取り組める事務局体制の充実を図ります。また、関連の研修へ参加し、職員の資質の向上に努めます。
 - ・フリーランス保護法の施行に合わせて令和7年4月を目途に包括的契約への移行を行います。準備期間中は、説明、周知に努めます。
 - ・第2次中長期計画（令和2年度～11年度）について、前期計画期間が終了するため、現状を踏まえ基本目標、実施計画の見直しを行います。
- (5) 安全適正な就業の推進
- ① 安全・適正就業
 - ・重篤事故ゼロ、事故防止対策を図ります。
 - ・委員会、研修会等を通じて、会員の傷害・賠償事故防止を含めた安全就業に対する意識の向上を図ります。
 - ・定期的に就業先をパトロールし、安全指導を実施します。
 - ・車両運転を含めた交通安全およびマナーに関する意識の向上を図ります。
 - ・就業時における安全保護具の着用ならびに安全用具の使用の徹底を図ります。
 - ・適正就業の徹底を図り、適正就業ガイドラインの遵守を推進する。
 - ・ヒヤリハットの事例を募り再発防止策等を会員に周知し事故予防と安全意識の高揚を図ります。（ポイント付与項目）
 - ② 令和6年度安全・適正就業月間パトロール計画

実施予定月	場所	実施者		備考
6月	市内現場	安全委員長・理事	安全委員	
7月	市内現場	安全副委員長・理事	安全委員	
7月	市内現場	理事長・常務理事	安全委員	
8月	市内現場	副理事長・理事	安全委員	
8月	市内現場	理事2名	安全委員	
9月	市内現場	理事2名	安全委員	
9月	市内現場	副理事長・理事	安全委員	
10月	市内現場	理事長・常務理事	安全委員	
10月	市内現場	安全委員長・監事	安全委員	
11月	市内現場	安全副委員長・監事	安全委員	

注 ①安全・適正就業強化月間を中心に屋外作業・企業パトロールを実施します。

②地区安全対策員による安全指導パトロール・・・12月に実施予定

(6) 職群班の育成

- ① 障子襖張替えや刃物砥ぎ事業を広くPRするとともに後継者の育成を行い、業務拡大を図ります。
- ② 職群会員相互の連帯感と情報交換により、共働・共助を基本として活動し、技能・技術向上と後継者育成に努めます。
- ③ 後継者育成に向けた養成講座等を検討します。

(7) 指定管理者と施設

- ① 「ふれあいみんなの館・さばえ」の指定管理者として、管理運営基本方針を基に利用者のサービス向上と安全、快適な施設環境の確保に努めるとともに、シルバー人材センターの拠点施設として、事業推進と一体となった効率的な運営管理を図ります。
- ② 世界的な経済情勢の変動、物価の高騰などに対応すべく、市との連携を密にしながら、対応してまいります。

(8) 講習会等の開催

実施機関名	実施時期	参加予定人数	内容
剪定講習会	8月	30名	剪定作業の基本・運営安全・適正就業等
草刈り講習会	9～10月	30名	草刈業務における安全就業と刈払機使用上の注意事項を学ぶ
雪吊り講習会	11月	30名	雪吊技能向上のアップを図る
剪定班連絡会議 草刈班連絡会議	令和7年2月	20名 20名	職群班の情報共有
会員研修会	令和7年3月	全会員	3月、4月に分散して開催
草取り講習会	令和7年3月	30名	安全な作業と健康管理

- (9) 地域社会のニーズに対応した事業の推進
- ① 子育て支援事業
指定管理者で運営する「ふれあいみんなの館・さばえ」内の学童保育については、有資格の会員等が学童保育にあたります。
 - ② 家事援助事業
介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）の訪問型基準緩和サービス（A2型）を継続実施し、地域高齢者の生活支援に取り組みます。
 - ③ 空き家・空き地管理業務
現行の空き家・空き地の剪定、除草等に加え、令和3年1月に締結した「さばえ空き家・空き地管理協会」との連携協定に基づく「空き家・空き地管理業務」の進捗に取り組みます。
 - ④ シルバー派遣事業
適正な就業を推進するためシルバー派遣事業への移行に努めます。
- (10) 県連合事業への参加協力
- ・高齢者活躍人材確保育成事業への協力
 - ・会員、役職員に対する各種の研修会、講習会
 - ・普及啓発活動および安全適正就業促進大会等各種行事への参加

報告第4号

令和6年度 収支予算書
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科目	予算額	前年度予算額	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受託事業収益	302,620,000	305,500,000	△ 2,880,000
受取配分金	267,200,000	269,000,000	△ 1,800,000
受取材料費等	8,700,000	9,600,000	△ 900,000
受取事務費	26,720,000	26,900,000	△ 180,000
労働者派遣事業等受託収益	3,600,000	3,600,000	0
労働者派遣事業等受託収益	3,600,000	3,600,000	0
有料職業紹介事業受託収益	0	0	0
有料職業紹介事業受託収益	0	0	0
施設管理受託事業	11,050,000	11,167,000	△ 117,000
管理運営委託費収入	10,167,000	10,167,000	0
施設使用料収入	873,000	900,000	△ 27,000
施設雑収入	10,000	100,000	△ 90,000
学童保育受託事業	5,942,000	5,447,000	495,000
市受託収入	3,099,000	3,071,000	28,000
使用料収入	2,769,000	2,325,000	444,000
雑収入	74,000	51,000	23,000
高齢者活躍人材確保育成事業受託収益	200,000	200,000	0
高齢者活躍人材確保育成事業受託収益	200,000	200,000	0
受取会費	1,287,000	1,315,000	△ 28,000
正会員受取会費	1,072,000	1,100,000	△ 28,000
賛助会員受取会費	215,000	215,000	0
受取補助金等	25,311,000	24,837,000	474,000
受取連合交付金	12,651,000	12,237,000	414,000
受取(市)補助金	12,660,000	12,600,000	60,000
受取寄附金	10,000	10,000	0
受取寄附金	10,000	10,000	0
雑収益	30,000	30,000	0
受取利息	10,000	10,000	0
雑収益	20,000	20,000	0
経常収益計	350,050,000	352,106,000	△ 2,056,000
(2) 経常費用			
事業費	347,267,000	349,353,500	△ 2,086,500
支払配分金	267,200,000	269,000,000	△ 1,800,000
支払材料費等	8,700,000	9,600,000	△ 900,000
役員報酬	614,000	600,000	14,000
給料手当	28,112,000	27,600,000	512,000
臨時雇賃金	9,305,000	8,785,000	520,000
法定福利費	5,308,000	5,100,000	208,000
退職給付費用	975,000	917,000	58,000
福利厚生費	102,000	80,000	22,000
会議費	60,000	62,500	△ 2,500
役員等旅費交通費	100,000	100,000	0
旅費交通費	445,000	440,000	5,000
通信運搬費	1,161,000	1,252,000	△ 91,000
減価償却費	566,000	1,063,000	△ 497,000

什器備品費	100,000	300,000	△ 200,000
消耗品費	1,885,000	2,900,000	△ 1,015,000
修繕費	260,000	572,000	△ 312,000
印刷製本費	360,000	570,000	△ 210,000
光熱水料費	4,638,000	5,055,000	△ 417,000
賃借料	1,700,000	1,735,000	△ 35,000
保険料	2,423,000	2,369,000	54,000
諸謝金	171,000	271,000	△ 100,000
租税公課	7,793,000	5,130,000	2,663,000
支払負担金	10,000	10,000	0
委託費	4,947,000	5,318,000	△ 371,000
備品費	50,000	50,000	0
教材費	65,000	73,000	△ 8,000
支払手数料	66,000	53,000	13,000
燃料費	45,000	48,000	△ 3,000
雑費	106,000	300,000	△ 194,000
管理費	2,783,000	2,752,500	30,500
役員報酬	315,000	315,000	0
給料手当	783,000	800,000	△ 17,000
法定福利費	147,000	150,000	△ 3,000
退職給付費用	12,000	12,000	0
会議費	15,000	13,500	1,500
役員等旅費交通費	40,000	38,000	2,000
旅費交通費	152,000	138,000	14,000
通信運搬費	30,000	70,000	△ 40,000
消耗品費	40,000	40,000	0
印刷製本費	150,000	150,000	0
光熱水料費	3,000	3,000	0
賃借料	25,000	27,000	△ 2,000
保険料	85,000	85,000	0
諸謝金	3,000	3,000	0
租税公課	25,000	25,000	0
支払負担金	297,000	297,000	0
委託費	345,000	331,000	14,000
支払手数料	10,000	10,000	0
雑費	306,000	245,000	61,000
經常費用計	350,050,000	352,106,000	△ 2,056,000
当期經常増減額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
II 正味財産期末残高	0	0	0

令和6年度収支予算書に係る注記

令和6年 4月 1日から令和7年 3月31日まで

1. 投資活動及び財務活動に関する見込

(単位：円)

科目	予算額	前年度予算額	増減
【投資活動収支の部】			
〈投資活動収入〉			
特定資産取崩収入	2,100,000	475,200	1,624,800
固定資産取得積立資産取崩収入	2,100,000	0	2,100,000
退職給付引当資産取崩収入	0	475,200	△ 475,200
投資活動収入計	2,100,000	475,200	1,624,800
〈投資活動支出〉			
固定資産取得支出	2,100,000	0	2,100,000
車両運搬具購入支出	2,100,000	0	2,100,000
什器備品購入支出	0	0	0
特定資産取得支出	628,023	4,413,750	△ 3,785,727
固定資産取得積立資産取得支出	0	3,900,000	△ 3,900,000
退職給付引当資産取得支出	628,023	513,750	114,273
投資活動支出計	2,728,023	4,413,750	△ 1,685,727
当期収支差額	△ 628,023	△ 3,938,550	3,310,527

2. 受取配分金等の増加に連動する費用（支払配分金・支払材料費等）に限り、予算を超えて執行することができる。

3. 借入金限度額
短期借入金限度額は、20,000,000円とする。

4. 債務負担額

リース品目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	累 計
エイジレス コンピュータ	2,872,320	2,872,320	2,872,320	1,914,880	10,531,840
自動車	258,000	258,000	258,000		774,000
複合機	142,560	95,040			237,600
年度合計	3,272,880	3,225,360	3,130,320	1,914,880	11,543,440

報告第5号

公益社団法人鯖江市シルバー人材センター利用規約の制定について

公益社団法人鯖江市シルバー人材センター利用規約について次のとおり制定する。

公益社団法人鯖江市シルバー人材センター利用規約

(利用契約)

第1条 発注者（公益社団法人鯖江市シルバー（以下「センター」という。）を通じてセンターの会員（以下「会員」という。）に業務を委託する者をいう。以下同じ。）は、センターを通じて会員に業務委託をしようとするときは、センターとの間で公益社団法人鯖江市シルバー人材センター利用契約（以下「利用契約」という。）を締結するものとする。

(就業条件)

第2条 発注者がセンターを通じて会員に委託する業務（以下「会員業務」という。）に係る就業条件は、公益社団法人鯖江市シルバー人材センター会員業務就業規約（以下「就業規約」という。）に定めるところによる。

2 発注者は、会員に対して、会員業務の対価として、就業規約に定めるところにより、会員業務委託料を支払うものとする。

(マッチング)

第3条 センターと発注者との間で利用契約が締結されたときは、センターは、会員のうちから、会員業務の内容、会員業務の実施に必要な技能等を考慮して、会員業務を実施する会員（以下「業務実施会員」という。）を選定するものとする。

2 発注者は、前項の規定により選定された業務実施会員に対して、センターを通じて会員業務を委託するものとする。

(発注者およびセンターの責務)

第4条 センターは、業務実施会員が会員業務を円滑かつ適切に実施できるよう、発注者および業務実施会員との連絡調整を行うものとする。この場合にお

いて、業務実施会員に対する連絡調整は、指揮命令に当たらない範囲で行わなければならない。

- 2 センターは、本規約に定めるセンターの業務（以下「センター業務」という。）の実施に当たり、関係諸法令を遵守するとともに、善良なる管理者の注意をもってセンター業務を実施するものとする。
- 3 発注者は、本規約に定める義務のほか、業務実施会員が会員業務を行うに当たり、業務実施会員の安全の確保その他の就業環境の整備に取り組む責務を有し、センターは、業務実施会員に対する安全教育、業務実施会員に事故が発生した場合の対応および業務実施会員が発注者また第三者に対して負う損害賠償責任を担保する保険の提供を行う責務を有するものとする。

（業務の対価）

第5条 発注者はセンターに対して、センター業務委託料（センター業務の対価として、発注者とセンターが合意して定める金員をいう。以下同じ。）を支払うものとする。

- 2 センター業務委託料を定めた後に最低賃金の改定その他事情の変更があった場合は、発注者およびセンターは、双方協議の上、センター業務委託料の額を変更するものとする。

（請求および支払いの方法）

第6条 発注者は、センターによる請求書の発行日から30日以内に、センター業務委託料をセンターが指定する口座に振り込む方法により、又は現金で支払うものとする。

- 2 前項の規定による支払に係る振込手数料は、発注者が負担するものとする。

（権利・義務の移転の禁止）

第7条 発注者およびセンターは、相手方からの事前の書面または電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める権利の全部または一部を他に譲渡し、または第三者のために担保に供してはならない。

- 2 発注者およびセンターは、相手方からの事前の書面または電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める義務の全部または一部を自己に代わって第三者に履行させてはならない。

（守秘義務・個人情報管理）

第8条 発注者およびセンターは、相手方の秘密を第三者に漏えいしてはならない。

- 2 発注者およびセンターは、相手方または第三者の個人情報を適正に取り扱

わなければならない。

3 前2項の規定は、センター業務の終了後においても、なお効力を有するものとする。

(損害賠償)

第9条 発注者およびセンターは、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

(雑則)

第10条 この規約の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

報告第6号

公益社団法人鯖江市シルバー人材センター会員業務就業規約の制定について

公益社団法人鯖江市シルバー人材センター会員業務就業規約について次のとおり制定する。

公益社団法人鯖江市シルバー人材センター会員業務就業規約

(会員の就業条件)

第1条 シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員（以下「会員」という。）が発注者（センターを通じて会員に業務を委託する者をいう。以下同じ。）の委託を受けて業務を実施する場合の就業条件は、発注者とセンターとの間で別途合意により定めるもののほか、本規約に定めるところによるものとする。

(業務の具体的内容および会員業務委託料)

第2条 発注者が会員に委託する業務（以下「会員業務」という。）の具体的内容および会員業務委託料（会員業務の対価として発注者が会員に支払う金員をいう。以下同じ。）の額は、発注者とセンターとの間で別途合意により定めるものとする。

(就業条件に係る会員の同意等)

第3条 センターは、業務実施会員（発注者からセンターを通じて委託を受けて会員業務を実施する会員をいう。以下同じ。）が会員業務に着手する前に、会員業務に係る就業条件については、本規約に定める内容および前条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意した内容とすることにつき、業務実施会員の同意を得るものとする。

2 前項の規定による業務実施会員の同意があったときは、発注者と業務実施会員との間で、前条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める内容および本規約に定める内容を契約の内容とする会員業務に係る

請負契約または準委任契約が成立したものとして取り扱う。

- 3 発注者とセンターは、第1項の規定による業務実施会員の同意があった後においても、合意により前条の合意の内容を変更することができるものとする。
- 4 前項の規定により前条の合意の内容が変更された場合は、センターは業務実施会員に対して当該変更の内容を通知し、新たに業務実施会員の同意を得るものとする。
- 5 前項の規定による業務実施会員の同意があったときは、発注者と業務実施会員との間で、第2項の請負契約または準委任契約の内容が、前項の規定により業務実施会員に通知した内容にしたがって変更されたものとして取り扱う。
(会員業務委託料の支払い)

第4条 発注者は業務実施会員に対して、会員業務委託料として第2条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める額を支払うものとする。

- 2 業務実施会員は、会員業務委託料の請求及び受領をセンターに委託するものとする。この場合において、センターが会員の委託を受けて会員業務委託料を受領した日を、発注者から業務実施会員に支払われた「報酬の支払日」とみなす。
- 3 発注者は、センターによる請求書の発行日から30日以内に、会員業務委託料をセンターが指定する口座に振り込む方法により、または現金で支払うものとする。
- 4 前項の会員業務委託料の支払期日は、発注者が業務実施会員から成果物の引渡しを受け、または役務の提供を受けた日から起算して60日以内の期間内において定めるものとする。
- 5 第2項の規定による支払に係る振込手数料は、発注者が負担するものとする。

(センターによる立替払い)

第5条 センターが発注者に対して会員業務委託料の請求を行った日から相当の期間が経過したにもかかわらず、発注者から支払いが行われなときは、センターは、民法第474条(明治29年法律第89号)の規定による第三者の弁済として、業務実施会員に対して会員業務委託料に相当する額を支払うことができるものとする。

- 2 センターは、前項の規定による業務実施会員に対する支払を行ったときは、

発注者に対して求償権を行使するものとする。

(会員業務の実施)

第6条 業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、関係諸法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって業務を実施するものとする。また、発注者の信用を害し、または発注者が顧客からの苦情等を受けることがないように特に注意しなければならない。

2 センターは、業務実施会員が会員業務に着手する前に、業務実施会員に対して、会員業務を安全に行うために必要な教育を行うものとし、業務実施会員はこれを必ず受けなければならないものとする。

3 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、業務実施会員がその生命、身体等の安全を確保しつつ就業することができるよう、必要な配慮を行うものとする。

4 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、業務実施会員に対して指揮命令を行うことができない。

(費用の負担等)

第7条 会員業務の実施のために必要な機械、器具、原材料等は、業務実施会員が用意するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、業務実施会員は、対価を支払って、会員業務の実施のために発注者から機械、器具等の貸与を受け、または原材料等の提供を受けることができるものとする。

3 業務実施会員は、前項の規定により発注者から機械、器具等の貸与を受けたときは、当該機械、器具等を善良な管理者の注意をもって管理し、及び使用するものとする。

4 発注者は、第2項の規定により業務実施会員に対して機械、器具等の貸与等を行ったときは、その対価について、会員業務委託料を支払う際に相殺することができる。

5 第1項の規定は、会員が会員業務の実施のために必要な機械、器具等をセンターから無償で貸与を受け、又は対価を支払って、原材料等の提供を受けることを妨げない。

6 第3項の規定は、前項の規定により会員がセンターから機械、器具等の貸与を受けた場合について準用する。

7 センターは、第5項の規定により会員に対して原材料等の提供を行ったときは、その対価について、発注者から受領した会員業務委託料を会員に引き渡す際に控除することができるものとする。

(会員の履行不能)

- 第8条 業務実施会員は、健康状態その他の理由により会員業務を実施することができなくなったときは、速やかにその旨をセンターに申し出なければならないものとする。
- 2 センターは、前項の規定により業務実施会員から申し出があった場合その他業務実施会員が会員業務を完遂させることができないと認めるときは、速やかに、当該業務実施会員による会員業務の実施を終了させ、発注者にその旨を通知するものとする。
- 3 前項の通知が行われたときは、第3条第2項の請負契約または準委任契約（同条第5項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約または準委任契約）は、当該通知が行われたときに終了したものとして取り扱う。
- 4 センターは、第2項の規定により業務実施会員による会員業務の実施を終了させた場合は、遅滞なく、当該業務実施会員以外の会員（以下「代替会員」という。）または会員以外の者であって、センターが適当と認めて業務を行わせる者（以下総称して「代替会員等」という。）を選定して会員業務を完遂させるものとする。
- 5 前項の規定によりセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させる場合は、発注者が当該代替会員に対して、本規約に定めるところにより、新たに業務の委託を行うものとして取り扱う。
- 6 第2項の規定により業務実施会員による会員業務が終了した場合は、発注者は、発注者とセンターが別途合意により定める額を当該業務実施会員に対して支払うものとする。
- 7 前項の規定に基づき発注者とセンターが別途合意により定める額は、当該業務実施会員が既に行った業務の割合に応じて決定されるものとする。
- 8 第2項の規定により業務実施会員による会員業務が終了した場合は、発注者は、当該業務実施会員が会員業務の実施のために既に支出した費用を負担するものとする。
- 9 第4条及び第5条の規定は、第6項及び第8項の規定による発注者の支払について準用する。

(契約不適合責任)

- 第9条 業務実施会員が発注者に引き渡した成果物または提供した役務の内容が第2条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める内容または本規約に定める内容に適合しないものであるときは、発注者は、セン

ターを通じて業務実施会員に対して追完を請求することができるものとする。ただし、当該不適合が業務実施会員の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- 2 センターは、前項の規定により発注者から追完の請求があった場合において、相当と認めるときは、当該業務実施会員をして、または代替会員等を選定して会員業務を完遂させるものとする。
- 3 前条第5項の規定は、前項の規定によりセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させる場合について準用する。
- 4 第2項の規定により代替会員等が会員業務を完遂することとなる場合は、発注者とセンターとの合意により、発注者が当該業務実施会員に対して支払うこととされていた会員業務委託料の額を減額することができるものとする。この場合において、センターは、速やかに、当該減額した額を当該業務実施会員に対して通知するものとする。

(利用契約の終了等による会員業務の終了)

第10条 発注者とセンターとの間のシルバー人材センター利用契約が有効期間の満了により終了し、発注者とセンターとの合意により解約され、または発注者もしくはセンターのいずれかから解除されたときは、センターは、速やかに、その旨を業務実施会員（当該利用契約の終了等の際現に会員業務を行っている者に限る。次項において同じ。）に通知し、会員業務を終了させるものとする。

- 2 前項の通知が行われたときは、第3条第2項の請負契約または準委任契約（同条第5項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約または準委任契約）は、業務実施会員が当該通知を受けたときに同時に終了したものとして取り扱う。
- 3 第8条第6項から第9項までの規定は、第1項の規定により会員業務が終了した場合について準用する。

(著作権の帰属等)

第11条 会員業務の実施により発生する著作権は、業務実施会員に帰属するものとする。

- 2 前項の規定は、会員業務の実施により発生した著作権を発注者に譲渡することについて発注者とセンターが別途合意し、かつ、その旨会員の同意を得ることにより当該著作権を発注者に譲渡することを妨げない。

(再委託、権利・義務の移転の禁止)

第12条 業務実施会員は、発注者からの事前の書面または電磁的方法による承諾なしに、会員業務を第三者に再委託してはならないものとする。

2 前条第2項および前項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面または電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり取得する権利の全部または一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならないものとする。

3 第1項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面または電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり負う義務の全部または一部を自己に代わって第三者に履行させてはならないものとする。

(守秘義務・個人情報管理)

第13条 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて知り得た発注者の秘密を第三者に漏えいしてはならない。

2 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて取得した発注者または第三者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。

3 発注者は、業務実施会員の個人情報を適正に取り扱わなければならない。

4 前3項の規定は、会員業務終了後においても、なお効力を有するものとする。

(損害賠償)

第14条 発注者および業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

2 発注者は、前項の規定により、業務実施会員に対して損害賠償の請求を行う場合は、センターを通じて行うものとする。

3 業務実施会員は、第三者から損害賠償の請求を受けたときは、速やかに、その旨をセンターに通知するものとする。

4 センターは、第2項の規定により請求を受け、または前項の規定により通知を受けた場合において、相当と認めるときは、民法第474条の規定による第三者の弁済として、発注者又は第三者に対して損害賠償金の支払を行うものとする。

5 センターは、前項の規定により発注者または第三者に対して損害賠償金の支払を行った場合において、センターが加入する損害保険により填補される額、業務実施会員の過失の度等を斟酌して相当と認める額を業務実施会員に対して求償するものとする。

(雑則)

第15条 この規約の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 1 号

令和 5 年度事業報告および収支決算報告について

公益社団法人鯖江市シルバー人材センター定款第 4 8 条の規定により、実施事業の収支決算について報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 1 7 日提出

公益社団法人

鯖江市シルバー人材センター

理事長 山 本 信 英

令和5年度事業報告

概要

令和5年度は、昨年5月8日以降、新型コロナウイルスが感染症法上の分類が第2類相当から第5類に引き下げられ、社会活動全般が「通常態勢」への復帰を目指す1年となりました。シルバー事業の推進においても、会員に感染予防対策の啓発を続けながら、「コロナ前」の就業水準への復活を目指し、就業機会の確保、安全・適正就業の実現に努めました。また、4年ぶりとなる文化祭の開催や親睦旅行の実施、シルバーボランティア活動など、会員相互の交流の活性化にも取り組みました。

事業実施の状況は、一昨年、コロナ禍の影響から脱し、契約額全体としては、一旦、コロナ拡大前の令和元年度の実績を上回りましたが、令和5年度は、特定の大口事業者からの受注減や公共施設改修に伴う施設管理の長期休止、剪定、草刈など専門班会員の減少に伴う受注減などにより、受託事業実績は、件数では3,795件、前年度比316件の減、契約額では282,448千円、前年度比10,139千円(3.5%)の減となりました。一方、派遣事業実績は、契約額47,549千円で前年度とほぼ同じ水準となりました。契約金額全体では、329,997千円で、前年比10,539千円の減となりました。特定の大口事業者からの受注状況が業績に大きく影響する結果となりましたが、加えて近年は、各部門で会員の不足が顕在化し、業務の依頼を受けても受注する余裕がなかったり、欠員となった業務への人員補充に時間がかかったり、会員の確保という組織の根幹的な課題が明らかになりました。

こうした中、会員増強の取組みについては、定年後の再雇用の制度の法制化に伴い、60歳台での会員確保が困難になりつつある状況の中、当面、令和元年度末の会員数水準の回復を目標として、入会説明会の開催頻度の増加や会員数が比較的少ない女性層をターゲットにした啓発活動、また、「会員一人が一人の仲間を増やす運動」を強力に展開し、前年度末の会員数を僅かながら上回る結果となりました。前年度新規入会者は、57名でありましたが、これらの方々には優先して就業相談・紹介を実施し、会員の定着を図りました。また、随時就業相談を受け、苦情や就業などの要望を聞くとともに、事業主との意見交換・交渉等を通じて、適正な対応に努めました。

安全就業の取組みについては、発生時期や事故種別を踏まえた研修、啓発を実施し、注意喚起に努めた結果、今年度は、傷害事故、賠償事故いずれも前年度を下回る結果となりました。「事故ゼロ」を目指して、一層の取組みの強化を進めてまいります。

以下、令和5年度の事業状況を報告します。

1 組織状況

会員数は、年度当初の509名から年度末には511名となり、2名の増加となりました。近年の会員減少傾向に歯止めをかけるべく、令和元年度末の会員数542人を当面の目標とし、「会員一人が一人の仲間を増やす運動」の展開や会員募集新聞折込みの実施、ポイント制度活用による「紹介・入会ポイント増強キャンペーン」の実施など、ロコミによる会員拡大を中心に取組みを強化しました。また、男性に比べ登録数が半分程度に留まっている女性をターゲットとした取組みに重点を置きました。市図書館の雑誌スポンサー制度を活用した女性向け雑誌コーナーでの広告の継続や、女性に人気の高いふれあい広場でのスイーツ講座の開設などを検討し、次年度からの実施を目指しています。

次に、令和5年10月から導入された消費税のインボイス制度への対応について、同年4月から事務費を2%引上げ（8%から10%）を行い、消費税分を含む諸経費の財源を確保しました。また、令和6年10月から施行予定のフリーランス新法に基づく包括的契約方式を令和7年4月から導入するため、福井県シルバー人材センター連合のワーキング・グループに参加し、導入時期、手続き、課題等について検討し、報告書、様式集を作成しました。包括的契約方式の導入により、消費税の納付関係からシルバー人材センターが外れることとなりますが、新たに事業者側にはインボイスが得られない会員との契約関係が発生することになり、新契約の導入までに丁寧な説明が必要となります。

併せて、就業条件の明示など新たな事項に対応するため、会員の「スマイル トゥ スマイル」アプリの登録を推進するとともに、シルバー人事センター向け総合情報処理システム「エイジレス80」およびネットワーク機器のグレードアップを図り、デジタル化によるシルバー業務の効率化を進めました。

2 令和5年度事業の概要

1 組織運営

(1) 通常総会

第36回通常総会（R5.6.16） 於：ふれあいみんなの館・さばえ
会員総数 530名 出席者 73名 議決権行使書提出者350名
永年功労表彰（登録10年以上会員） 26名

報告事項

報告第1号 令和4年度収支補正予算（第1号）について
報告第2号 令和4年度収支補正予算（第2号）について
報告第3号 令和4年度収支補正予算（第3号）について
報告第4号 令和5年度事業計画について
報告第5号 令和5年度収支予算について

議題

- 議案第1号 令和5年度事業報告および収支決算報告について
- 議案第2号 公益社団法人鯖江市シルバー人材センター会員会費規程の一部改正について

(2) 理事会等

【理事会】

第1回理事会（R5.5.17）

審議事項

- ・令和4年度収支補正予算（第3号）について
- ・令和4年度事業報告・収支決算報告について
- ・第36回通常総会の進行要領について
- ・令和5年度職員の6月期末手当の支給について
- ・公益社団法人鯖江市シルバー人材センターゴールド会員要綱について
- ・令和4年度会員表彰者の追加について 他

第2回理事会（R5.7.21）

審議事項

【シルバー人材センター】

- ・シルバーボランティア（清掃活動）の実施について

【会員互助会】

- ・文化祭実行委員会の設置について
- ・会員親睦旅行について

第3回理事会（R5.11.24）

審議事項

- ・令和5年度職員の12月期末手当の支給について
- ・役職員慶弔・見舞金等支給規程の一部改正について
- ・会員研修会の実施について

第4回理事会（R6.1.19）

審議事項

- ・上半期業務執行状況・中間監査報告について
- ・職員給与規程の一部改正について
- ・嘱託職員等の給与および雇用更新年齢に関する規程の一部改正について

第5回理事会（R6.3.22）

審議事項

- ・令和6・7年度理事・監事選考委員会委員の選任について
- ・貸倒損失の計上について
- ・令和5年度収支補正予算（第1号）について
- ・令和6年度事業計画について
- ・令和6年度収支予算について
- ・鯖江市シルバー人材センター利用規約の制定について
- ・鯖江市シルバー人材センター会員業務就業規約の制定について
- ・役員賠償責任保険の契約について

- ・令和5年度会員表彰者について
- ・令和6年度第37回通常総会の日程について
- ・令和6年度文化祭の開催日について

【三役会】

第1回三役会（R5.5.10）

- ・第1回理事会審議事項について

第2回三役会（R5.8.18）

- ・令和5年度文化祭の実施について

第3回三役会（R5.11.22）

- ・第3回理事会審議事項について

第4回三役会（R6.1.18）

- ・第4回理事会審議事項について

第5回三役会（R6.3.19）

- ・第5回理事会審議事項について

(4) 監査・指導関係

① 内部監査

第1回（R5.5.9）

- ・令和4年度鯖江市シルバー人材センター、鯖江市シルバー人材センター会員互助会、指定管理「ふれあいみんなの館・さばえ」施設管理部分、鯖江市家内労働指導センターの収支決算書・関係書類の監査

第2回（R5.11.29）

- ・令和5年度鯖江市シルバー人材センター、鯖江市シルバー人材センター会員互助会、指定管理「ふれあいみんなの館・さばえ」施設管理部分、鯖江市家内労働指導センターの中間監査

② 外部定期指導等

- ・鯖江市財政援助団体等監査（R5.12.18）

令和4年度鯖江市シルバー人材センター運営事業補助金

- ・福井県公益認定等委員会立入検査（R6.1.10）

公益認定基準の遵守状況他

(5) 事業運営会議（9名）

（開催なし）

(6) 安全委員会（10名）

第1回（R5.5.23）

- ・令和4年度事業結果、事故発生状況、安全パトロール実施結果
- ・令和5年度事業計画、安全就業推進計画、安全パトロール計画

第2回（R5.11.22）

- ・令和5年度事業実施状況について
- ・令和5年度事故発生状況について
- ・安全・適正就業月間パトロール実施状況について

第3回（R6.2.27）

- ・令和5年度事業活動状況について

- ・シルバー保険について
- ・令和6年度事業計画について
- ・令和6年度安全パトロール計画について

(7) 適正就業委員会（4名）

第1回（R5.8.30）

- ・前回適正就業アンケート結果、課題について
- ・令和5年度適正就業アンケートについて
- ・未就業者の対応について

第2回（R5.11.10）

- ・中長期計画について
- ・企業向けチラシについて

第3回（R5.12.21）

- ・適正就業アンケートについて
- ・企業向けチラシについて

就業相談日（毎月15日）※定期相談日以外にも随時相談を実施

月	参加者数	月	参加者数
4月	15人	10月	9人
5月	16人	11月	16人
6月	10人	12月	31人
7月	12人	1月	14人
8月	20人	2月	11人
9月	24人	3月	10人
		合計	188人 (前年度162人)

(8) 広報委員会（5名）

広報「シルバーさばえ」第73号（R5.8.1発行）

広報「シルバーさばえ」第74号（R6.1.1発行）

第1回（R5.5.9）

- ・広報「シルバーさばえ」編集会議（第73号）

第2回（R5.6.19）

- ・広報「シルバーさばえ」編集会議（第73号）

第3回（R5.7.3）

- ・広報「シルバーさばえ」編集会議（第73号）

第4回（R5.10.16）

- ・広報「シルバーさばえ」編集会議（第74号）

第5回（R5.11.15）

- ・広報「シルバーさばえ」編集会議（第74号）

第6回（R5.11.27）

- ・広報「シルバーさばえ」編集会議（第74号）

(9) 会員増強委員会（5名）

第1回（R5.12.8）

- ・会員数について
- ・「会員一人が一人の仲間を増やす運動」の実績について
- ・ゴールド会員制度の実績について
- ・今年度実施計画について

(10) 独自事業委員会（４人）

第１回（Ｒ５．１１．２７）

- ・障子・襖事業の報告
- ・「いこいの広場」の現状
- ・文化祭体験教室報告
- ・新規事業開拓について

第２回（Ｒ６．２．８）

- ・令和６年度予算について

(11) 入会説明会（毎月初めに実施）

区分	開催日	参加者	区分	開催日	参加者
第１回	４月３日	７人	第９回	１０月２日	９人
第２回	４月１７日	４人	第１０回	１１月６日	１１人
第３回	５月８日	５人	第１１回	１２月１日	６人
第４回	５月１９日	３人	第１２回	１月６日	３人
第５回	６月１日	７人	第１３回	２月１日	６人
第６回	７月３日	５人	第１４回	３月１日	８人
第７回	８月１日	６人	第１５回	３月１５日	６人
第８回	９月１日	６人	合計	９２人（７１人）	

※４月、５月、３月は会員増強月間として月２回開催

2 安全就業

７月、１０月の安全月間を強化月間として安全パトロールを行い事故防止の啓発活動を展開した。安全装備の装着、作業手順の確認等基本的な安全対策の実施の確認とともに、熱中症予防対策として、熱中症情報により屋外作業時間の制限や一人作業中の現場をパトロールし会員の健康安全を図った。

また、会員研修会では、安全就業、交通安全、健康管理の徹底を呼び掛け、事故の未然防止の啓発を行った。

(1) 安全・適正就業月間パトロール実施結果

実施月日	作業内容	実施者		備考
４月２１日	剪定２か所、草取り	田中委員長		県シ連１人
６月２１日	草刈り、剪定、草取り	田中委員長	加藤委員	
７月６日	草刈り、剪定、草取り	福岡常務理事	富樫委員	
７月２１日	草刈り、剪定、草取り	福嶋副委員長 高橋副理事長	佐々木委員	県シ連２人

8月4日	剪定2か所、草刈り	石本理事 小林理事	山内委員	
8月24日	剪定、草取り、芝刈り	酒井理事	石田委員	
9月8日	草刈り、剪定、草取り	高島理事 田中委員長	堀委員	県シ連1人
9月21日	草刈り、剪定、草取り	友永理事 佐々木理事	竹内委員	
10月12日	草刈り、剪定、草取り	田中委員長 野尻理事 友永監事		
10月27日	草刈り、剪定、草取り	山本理事長 小木曾理事	福岡委員	
11月10日	駐輪場、クリーンセンター	福嶋副委員長 堀理事 山田監事		県シ連1人

(2) 地区対策員指導パトロール・実施結果

学校・公民館の施設管理業務を対象に、健康管理・転倒防止・交通安全・安全就業基準を指導パトロールした。

実施月日	指導啓発場所	実施委員
12月8日	鯖江公民館・惜陰小学校・進徳小学校	東 幸児 委員
12月11日	神明公民館・立待公民館・神明小学校 鳥羽小学校	酒井 艶子 委員 小島 多吉 委員 山下 悦子 委員
12月13日	吉川公民館・豊公民館・立待小学校 吉川小学校・豊小学校	佐々木 信行 委員 佐々木 勝昭 委員
12月14日	片上公民館・北中山公民館・河和田公民館 片上小学校・北中山小学校・河和田小学校	小柳 藤男 委員 岩田 祥次 委員 山本 知利 委員
12月15日	中河公民館 鯖江東小学校・中河小学校	清水美知子 委員 古木 義一 委員

(3) 就業前後のアルコールチェックの実施

アルコール検知器3台で、会員、職員の就労前、就労後のアルコール検査を行い、記録した。

(4) AEDの操作研修の開催

施設管理業務に就業する会員を中心にAED（自動体外式除細動器）の操作研修を実施し、緊急時の救急救命対策を学習した。

(5) 新型コロナウイルス対策

新型コロナウイルスは、昨年5月8日から感染症法上の分類が第2類相当から第5類に引き下げられ、医療体制や感染対策については、積極的な関与から、個人の選択・判断に委ねられたことを受け、シルバー事業の実践にあたっては、相当の注意を払いつつ、これまでの諸規制を廃し、通常態勢での運営に切り替えた。

3 傷害事故発生状況

3件（前年度6件）

4 賠償事故発生状況

1件（前年度4件）

5 研修会・講習会等

開催日	内容	開催地等
4月12日	会員研修会（AM83人：PM67人）	ふれあいみんなの館・さばえ
4月18日	会員研修会（AM68人：PM58人）	ふれあいみんなの館・さばえ
4月28日	上級防火管理者研修会（1人）	嚮陽会館
5月22日	包括的契約方式に関するWG①	福井市：織協ビル
6月22日	丹南地区安全適正就業実務担当者会議（2人）	越前市シルバー人材センター
7月14日	人権啓発研修（リモート）	センター事務所
8月4日	県シ連安全適正就業促進大会（5人）	福井市：県生涯学習館
8月22日	NRI ユーザー研修（リモート）	センター事務所
8月29日	剪定講習会（31人）	神明小学校
8月31日	包括的契約方式に関するWG②	福井市：織協ビル
9月11日	安全運転管理者等講習会（1人）	文化センター
9月20日	草刈講習会（13人）	水落ポンプ場周辺
9月21日	包括的契約方式に関するWG③	福井市：織協ビル
11月14日	雪吊り講習会（21人）	神明小学校
11月30日	派遣元責任者講習（1人）	京都市：京都 JA ビル
12月20日	県シ連安全・適正就業全体会議（2人）	県庁正庁
1月16日	包括的契約方式に関するWG④	福井市：織協ビル
1月17日	県シ連トップセミナー（3人）	福井市：織協ビル
2月7日	農薬管理指導士更新研修	NOSAI 福井
2月8日	農薬管理指導士養成研修	NOSAI 福井
2月16日	剪定班連絡会議（14人）	ふれあいみんなの館・さばえ
2月20日	草刈班連絡会議（13人）	ふれあいみんなの館・さばえ
2月20日	適正就業研修会（公民館：昼間）（13人）	ふれあいみんなの館・さばえ
2月21日	全シ協包括的契約方式経理研修会	福井市：織協ビル
2月27日	適正就業研修会（小学校、中学校、幼稚園）（15人）	ふれあいみんなの館・さばえ

2月27日	適正就業研修会、AED取扱講習 (公民館：夜間) (21人)	ふれあいみんなの館・さばえ
3月4日	包括的契約方式丹南ブロック研修 会	越前市シルバー人材センター
3月7日	会員研修会 (63人)	ふれあいみんなの館・さばえ
3月15日	除草班連絡会議 (11人)	ふれあいみんなの館・さばえ

6 独自事業

- (1) 襖・障子張り班 襖・障子・網戸張り作業 214件 (前年度200件)
- (2) 刃物研ぎ班 60件 (前年度67件)
- (3) 学童保育 (登録児童26名)
- (4) いこいの広場事業 (R5.4～R6.3実施)
 - ・パソコン挑戦コース 24回開催 延225人 (前年度24回開催 延259人)
 - ・水彩スケッチコース 24回開催 延124人 (前年度24回開催 延124人)
 - ・絵手紙コース 11回開催 延66人 (前年度 休止中)
- (5) 企画提案方式事業(一部継続)

平成26年度まで行っていた介護家庭支援事業は、一部事業について要望も多いことから、大型ごみ収集、家電ごみ収集については、引き続き実施した。

7 普及啓発活動

- (1) 会報の発行

「シルバーさばえ」を2回発行し、会員、賛助会員に配付するとともに、市内全地区公民館や関係機関に配布した。また、市の逡送を利用して、各班回覧を行った。
- (2) 会員募集新聞折込の実施

会員募集および障子・襖張替え事業広告チラシを県内主要2紙に折込を行った。

1/29 福井新聞 13,950部、日刊県民福井 2,050部
- (3) ボランティア活動

10月21日(土)「シルバーの日」にシルバーボランティア(清掃奉仕活動)を実施した。悪天候の中の開催となったが、会員等86名が参加し西山公園周辺幹線道路の清掃を行った。

8 会員数・配分金・受託件数

年 次	会員数 (名)	配 分 金 (円)	受託件数 (件)
平成 12 年度末	652	242,932,832	3,906
平成 13 年度末	644	233,487,967	3,891
平成 14 年度末	639	228,743,919	4,052
平成 15 年度末	631	241,239,577	4,334
平成 16 年度末	679	262,710,205	4,781
平成 17 年度末	641	278,295,987	5,125
平成 18 年度末	607	314,698,875	5,306
平成 19 年度末	603	324,734,480	5,482
平成 20 年度末	619	301,486,631	5,484
平成 21 年度末	684	304,386,897	5,329
平成 22 年度末	684	342,711,600	5,445
平成 23 年度末	696	353,083,080	5,409
平成 24 年度末	718	328,325,503	5,393
平成 25 年度末	690	343,349,587	5,521
平成 26 年度末	631	351,063,888	5,458
平成 27 年度末	612	352,140,246	5,407
平成 28 年度末	616	281,622,104	4,997
平成 29 年度末	598	276,400,048	4,993
平成 30 年度末	580	277,206,721	4,940
令和元年度末	542	268,637,828	4,674
令和 2 年度末	552	253,309,367	4,346
令和 3 年度末	514	256,267,782	4,209
令和 4 年度末	509	262,613,434	4,111
令和 5 年度末	511	249,321,755	3,795

9 年度別 派遣事業実績

	派遣会員実人員数	賃 金 (円)	派遣事業所数
平成 27 年度	9	3,333,269	4
平成 28 年度	19	8,015,018	6
平成 29 年度	36	17,808,511	8
平成 30 年度	44	27,088,879	11
令和元年度	43	30,603,414	12
令和 2 年度	52	34,846,890	13
令和 3 年度	60	33,629,029	18
令和 4 年度	55	37,576,215	16
令和 5 年度	56	37,378,550	17

10 月別 受託調書

月 別	会員数 (名)	受託件数 (件)	就業人員 (名)	
			延実人員	延日人員
4 月	522	328	808	5,062
5 月	530	399	919	5,037
6 月	535	413	983	5,455
7 月	539	439	1,040	5,331
8 月	541	371	903	4,833
9 月	542	413	927	4,834
10 月	543	415	969	5,052
11 月	546	300	697	4,589
12 月	546	212	480	4,247
1 月	547	142	373	3,844
2 月	550	147	369	3,954
3 月	511	216	491	4,326
合 計	6,452	3,795	8,959	56,564
平 均	537.7	316.3	746.6	4713.7

1 1 月別 派遣事業調書

月 別	受注事業所数	賃金 (円)	就業人員 (名)	
			実人員	延日人員
4月	16	3,213,194	47	790
5月	16	3,137,826	44	780
6月	15	3,120,371	42	778
7月	15	2,951,097	43	743
8月	16	3,109,800	44	766
9月	17	3,084,594	46	758
10月	16	3,249,723	44	757
11月	15	3,154,006	44	751
12月	15	3,290,380	43	861
1月	15	2,863,432	43	683
2月	17	3,000,855	45	697
3月	17	3,203,272	44	745
合 計	190	37,378,550	529	9,009
平 均	15.8	3,114,879.2	44.1	750.8

1 2 参考資料

毎年4月1日現在人口動態調査表

年 度	人 口	60歳以上の人口	60歳以上の割合%
昭和60年度	61,895	9,812	15.9
平成9年度	64,408	14,381	22.3
平成10年度	64,887	14,757	22.7
平成11年度	65,488	15,014	22.9
平成12年度	65,856	15,315	23.3
平成13年度	66,353	15,716	23.7
平成14年度	66,716	16,565	24.4
平成15年度	67,027	16,762	25.0
平成16年度	67,410	17,246	25.6
平成17年度	67,718	17,581	25.9
平成18年度	68,039	17,702	26.0
平成19年度	68,237	17,988	26.3
平成20年度	68,571	18,755	27.3
平成21年度	68,690	19,604	28.5
平成22年度	68,570	20,247	29.5
平成23年度	68,667	20,742	30.2
平成24年度	68,824	21,114	30.7
平成25年度	68,901	21,355	30.9
平成26年度	68,790	21,524	31.3
平成27年度	68,812	22,073	32.1
平成28年度	69,095	22,001	31.8
平成29年度	69,126	22,150	32.0
平成30年度	69,345	22,256	32.1
令和元年度	69,374	22,422	32.3
令和2年度	69,339	22,489	32.4
令和3年度	69,353	22,583	32.6
令和4年度	69,289	22,688	32.7
令和5年度	68,646	22,662	33.0
令和6年度	68,221	22,763	33.4

1 3 事業実績

	受託 件数	就業人員		契 約 金 額 (円)					
		実人員	延日人員	配分金	配分金率	事務費	材料費等	合 計	割合
公 共	609	408	20,432	86,561,248	34.7%	8,370,184	909,371	95,840,803	33.9%
民間事業所	1,579		31,573	135,670,361	54.4%	13,444,981	2,597,594	151,712,936	53.7%
一般・家庭	1,607		4,559	27,090,146	10.9%	2,709,666	5,094,408	34,894,220	12.4%
合 計	3,795		56,564	249,321,755	100.0%	24,524,831	8,601,373	282,447,959	100.0%

1 4 職群別就業実績

	公 共			民 間 事 業 所			一 般 家 庭			合 計		
	受託 件数	延日 人員	配 分 金 (円)	受託 件数	延日 人員	配 分 金 (円)	受託 件数	延日 人員	配 分 金 (円)	受託 件数	延日 人員	配 分 金 (円)
技 術 群	0	0	0	93	406	1,316,325	0	0	0	93	406	1,316,325
技 能 群	30	62	266,802	349	7,731	43,467,581	594	1,862	14,250,589	973	9,655	57,984,972
事務整理群	28	178	821,740	17	65	309,682	6	6	18,900	51	249	1,150,322
管 理 群	361	17,581	76,261,540	170	5,166	26,407,030	5	10	8,100	536	22,577	102,676,670
折衝外交群	60	835	1,827,610	56	1,150	4,695,192	0	0	0	116	1,985	6,522,802
一般作業群	112	1,013	4,523,813	806	12,399	42,892,986	985	2,640	12,737,422	1,903	16,052	60,154,221
サービス群	18	763	2,859,743	88	4,656	16,731,835	17	41	75,135	123	5,460	19,516,443
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	609	20,432	86,561,248	2,188	31,573	135,670,361	1,607	4,559	27,090,146	3,795	56,564	249,321,755

1 5 派遣事業実績

(契約額には、県シルバー人材センター連合の手数料等を含む。)

受注件数	就業実人員	就業延日人員	賃金 (円)	事務費 (円)	契約額 (円)
37	56	9,009	37,378,550	3,461,652	47,548,797

16 地域班長名列

(40名)

令和6年3月末現在

地区	コード	地域班長名	担当町名
鯖江	101	佐々木 宏治	長泉寺町1・2・3丁目、長泉寺町、西山町
	102	大川 富夫	桜町2丁目、有定1・2・3丁目、小黒町1・2・3丁目
	104	東 幸児	本町1・2・3・4丁目、旭町1・2・3・4丁目、桜町1・3丁目、屋形町
	105	田中 涼一	日の出町、深江町、舟津町1丁目
	106		舟津2・3丁目
	107	牧野 いとゑ	舟津4・5丁目、宮前1・2丁目
	108	片山 三郎	柳町1・2・3・4丁目、横江1・2丁目
	109	水野 寛	住吉町1・2・3丁目
	110	重野 護	上鯖江1・2丁目
	新横江	201	富坂 健児
202		堀 道一	横越町、新町、新横江1・2丁目、東鯖江1・2・3・4丁目
203		斎藤 一郎	定次町、五郎丸町
神明	301	吉田 一仁	つつじヶ丘町、鳥羽1・2・3丁目、東鳥羽、東米岡1・2丁目
	302	原 健男	御幸町1・2・3丁目
	303	菊池 英和	神明3・4・5丁目
	304	笹木 照子	北野町1・2丁目、北野町、神明1・2丁目、三六町1・2丁目
	305	山本 ちずる	水落1・2・3・4丁目
	306		神中町1・2・3丁目
	333	川畑 葉子	幸町1・2丁目、丸山町1・2丁目、田所町
中河	401	坂井 惣嗣	上河端町、長泉寺
	402	福嶋 順一	橋立町、下河端町
	403	石田 薫	中野町(出口・木引、花出、樋口、町、曲木、原、松成)、舟枝町
片上	501	小林 昌幸	吉谷町、四方谷町、南井町、大正寺町
	502	若杉 隆雄	大野町、別所町、乙坂今北町
立待	601	坂井 照義	杉本町
	602	武内 秀夫	丸山町3・4丁目、吉江町
	603	石川 きぬよ	石田上町、石田中町
	604	五十嵐 慧	糺町
	613	高島 鉄宜	石田下町
	614	前田 隆	糺町
	622	佐佐木 盛雄	米岡町、入町、西番町
吉川	701	進士 源一郎	川去町、田村町、吉田町、大倉町、
	702	小澤 孝之	小泉町、平井町、熊田町
	703	友永 幸四郎	西大井町、持明寺町、冬島町、二丁掛町
豊	800	松村 安雄	下氏家町、上氏家町
	801	野嶋 幸子	下野田町、上野田町
	802	伊藤 和明	和田町、石生谷町、漆原町
	803	齋藤 弘	下司町、鳥井町、当田町
北中山	901	青山 俊彦	松成町、磯部町、中戸口町、上戸口町、川島町
	902	中林 千代子	落井町、戸口町、
河和田	1001	萩原 義治	別司町、河和田町、筋生田町、片山町、西袋町
	1002	山崎 泰雄	金谷町、寺中町、北中町、東清水町、尾花町、沢町、上河内

17 賛助会員ご名列

敬称略

No.	賛助会員	住所
1	あいおいファミリー保険企画福井中央支店	鯖江市中戸口町15-6-2
2	アイテック株式会社	鯖江市神中町2丁目6-8
3	有限会社青山石油店	鯖江市長泉寺町1丁目10-11
4	イタクラ保険事務所	鯖江市横江町2丁目5-2
5	江守企画株式会社	福井市大手2丁目17-1
6	株式会社大西印刷	鯖江市旭町2丁目2-8
7	株式会社大橋モータース	鯖江市東鯖江4丁目1-6
8	株式会社加藤紙文具店	鯖江市本町2丁目1-12
9	KAんばんYA	鯖江市下野田町7-6-13
10	光益印刷社	鯖江市深江町7-10
11	木と塗りの工房 こばし	鯖江市河和田町8-2
12	株式会社コンボックス	鯖江市丸山町3丁目4-23
13	株式会社佐々木モーター	鯖江市神明町3丁目10-14
14	鯖江交通株式会社	鯖江市田村町3-4
15	鯖江商工会議所	鯖江市本町3丁目2-12
16	株式会社サビデンキ	鯖江市吉江町717
17	趣味の家 藤栄	鯖江市上鯖江1丁目1-15
18	田中段ボール工業株式会社	鯖江市宮前町2丁目3-42
19	株式会社タニグチ商会	鯖江市下司町10-34-2
20	手賀精工株式会社	鯖江市有定町1丁目6-14
21	株式会社東信自動車	鯖江市有定町1丁目6-29
22	友清印刷社	鯖江市舟津町3丁目5-6
23	有限会社中松	鯖江市旭町1丁目5-3
24	有限会社ニシザワ紙文具	鯖江市旭町1丁目6-10
25	有限会社西山ストア	鯖江市本町4丁目3-19
26	福井信用金庫鯖江本町支店	鯖江市本町3丁目2-44
27	福岡左官工業所	鯖江市新町7-7
28	富士自動車株式会社	鯖江市糺町40-47
29	株式会社フジタ・印刷	鯖江市有定町1丁目1-29
30	藤の家	鯖江市旭町2丁目2-4
31	株式会社ホクシス	福井市間屋町1-33
32	北陸ジャックマン株式会社	越前市向新保町12-5
33	前田工織株式会社	坂井市春江町沖布目38-3
34	丸山内科循環器科医院	鯖江市上鯖江2丁目9-5
35	みずかみ建築	鯖江市漆原町14-4-2
36	株式会社ミドリ防災	鯖江市吉江町717
37	株式会社山岸和紙店	越前市野岡町6-14

18 物故者名 (令和5年4月～令和6年3月)

【職員】

氏名	年齢	住所
山本忠志	66	小黒町3丁目

令和5年度収支計算書

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受託事業収益	282,900,000	282,447,959	452,041
受取配分金	249,500,000	249,321,755	178,245
受取材料費等	8,750,000	8,601,373	148,627
受取事務費	24,650,000	24,524,831	125,169
労働者派遣事業等受託収益	3,500,000	3,461,652	38,348
労働者派遣事業等受託収益	3,500,000	3,461,652	38,348
施設管理受託事業	10,323,000	10,318,415	4,585
管理運営委託費収入	9,070,000	9,068,101	1,899
施設使用料収入	1,238,000	1,235,630	2,370
施設雑収入	15,000	14,684	316
学童保育受託事業	5,475,000	5,704,110	△ 229,110
市受託収入	3,099,000	3,099,000	0
使用料収入	2,325,000	2,531,500	△ 206,500
雑収入	51,000	73,610	△ 22,610
高齢者活躍人材確保育成事業受託収益	100,000	88,000	12,000
高齢者活躍人材確保育成事業受託収益	100,000	88,000	12,000
受取会費	1,220,000	1,211,500	8,500
正会員受取会費	1,000,000	991,500	8,500
賛助会員受取会費	220,000	220,000	0
受取補助金等	25,087,000	25,087,000	0
受取連合交付金	12,487,000	12,487,000	0
受取(市)補助金	12,600,000	12,600,000	0
受取寄附金	0	0	0
受取寄附金	0	0	0
雑収益	30,000	16,490	13,510
受取利息	10,000	1,075	8,925
雑収益	20,000	15,415	4,585
経常収益計	328,635,000	328,335,126	299,874
(2) 経常費用			0
事業費	322,311,500	322,032,590	278,910
支払配分金	249,500,000	249,321,755	178,245
支払材料費等	8,070,000	8,062,415	7,585
役員報酬	440,000	431,500	8,500
給料手当	25,750,000	25,748,315	1,685
臨時雇賃金	8,830,000	8,820,286	9,714
法定福利費	4,940,000	4,933,992	6,008
退職給付費用	838,000	837,750	250
福利厚生費	50,000	47,375	2,625
会議費	62,500	61,216	1,284
旅費交通費	150,000	146,240	3,760
通信運搬費	1,130,000	1,128,925	1,075
減価償却費	1,063,000	1,062,283	717

什器備品費	220,000	216,150	3,850
消耗品費	2,540,041	2,537,285	2,756
修繕費	310,000	306,945	3,055
印刷製本費	450,000	448,366	1,634
光熱水料費	3,690,000	3,685,465	4,535
賃借料	1,640,000	1,638,956	1,044
保険料	2,380,000	2,379,136	864
諸謝金	70,000	69,000	1,000
租税公課	4,625,000	4,619,908	5,092
委託費	5,318,000	5,311,215	6,785
備品費	10,000	0	10,000
教材費	60,000	54,691	5,309
支払手数料	50,000	43,425	6,575
貸倒損失	73,959	73,959	0
燃料費	41,000	40,337	663
雑費	10,000	5,700	4,300
管理費	2,423,500	2,349,650	73,850
役員報酬	200,000	200,000	0
給料手当	770,000	761,545	8,455
法定福利費	170,000	164,047	5,953
退職給付費用	12,000	12,000	0
会議費	13,500	5,385	8,115
旅費交通費	138,000	131,350	6,650
通信運搬費	40,000	33,390	6,610
消耗品費	30,000	24,149	5,851
印刷製本費	145,000	142,835	2,165
賃借料	10,000	8,100	1,900
保険料	110,000	105,220	4,780
租税公課	10,000	4,500	5,500
支払負担金	295,000	287,900	7,100
委託費	230,000	220,822	9,178
雑費	250,000	248,407	1,593
經常費用計	324,735,000	324,382,240	352,760
当期經常増減額	3,900,000	3,952,886	△ 52,886
当期一般正味財産増減額	3,900,000	3,952,886	△ 52,886
一般正味財産期首残高	53,165,913	53,165,913	0
一般正味財産期末残高	57,065,913	57,118,799	△ 52,886
II 正味財産期末残高	57,065,913	57,118,799	△ 52,886

収支計算書に対する注記
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

1. 投資活動及び財務活動に関する実績

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差異
【投資活動収支の部】			
＜投資活動収入＞			
特定資産取崩収入	475,200	475,200	0
固定資産取得積立資産取崩収入	0	0	0
退職給付引当資産取崩収入	475,200	475,200	0
投資活動収入計	475,200	475,200	0
＜投資活動支出＞			
固定資産取得支出	0	0	0
車両運搬具購入支出	0	0	0
什器備品購入支出	0	0	0
特定資産取得支出	4,413,750	4,413,750	0
固定資産取得積立資産取得支出	3,900,000	3,900,000	0
退職給付引当資産取得支出	513,750	513,750	0
投資活動支出計	4,413,750	4,413,750	0
当期収支差額	△ 3,938,550	△ 3,938,550	0

令和5年度貸借対照表

令和 6年 3月31日現在

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	50,000	50,000	0
普通預金	50,391,329	42,431,776	7,959,553
未収金	30,771,785	34,715,978	△ 3,944,193
仮払金	0	0	0
立替金	0	0	0
前払金	28,000	28,000	0
流動資産合計	81,241,114	77,225,754	4,015,360
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	1,643,733	1,605,183	38,550
固定資産取得積立資産	3,900,000	0	3,900,000
特定資産合計	5,543,733	1,605,183	3,938,550
(2) その他固定資産			
建物	166,049	208,520	△ 42,471
車輛運搬具	1,200,019	2,099,499	△ 899,480
什器備品	429,462	549,794	△ 120,332
出資金	30,000	30,000	0
預託金	74,570	74,570	0
その他固定資産合計	1,900,100	2,962,383	△ 1,062,283
固定資産合計	7,443,833	4,567,566	2,876,267
資産合計	88,684,947	81,793,320	6,891,627
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	29,212,275	26,029,299	3,128,843
前受金	0	150,000	△ 150,000
預り金	703,661	659,813	43,848
仮受金	6,479	183,112	△ 176,633
流動負債合計	29,922,415	27,022,224	2,900,191
2. 固定負債			
退職給付引当金	1,643,733	1,605,183	38,550
固定負債合計	1,643,733	1,605,183	38,550
負債合計	31,566,148	28,627,407	2,938,741
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	57,118,799	53,165,913	3,952,886
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(3,900,000)	(0)	(3,900,000)
正味財産合計	57,118,799	53,165,913	3,952,886
負債及び正味財産合計	88,684,947	81,793,320	6,891,627

令和5年度正味財産増減計算書

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受託事業収益	282,447,959	292,583,302	△ 10,135,343
受取配分金	249,321,755	262,613,434	△ 13,291,679
受取材料費等	8,601,373	9,244,341	△ 642,968
受取事務費	24,524,831	20,725,527	3,799,304
労働者派遣事業等受託収益	3,461,652	3,853,956	△ 392,304
労働者派遣事業等受託収益	3,461,652	3,853,956	△ 392,304
施設管理受託事業	10,318,415	10,610,130	△ 291,715
管理運営委託費収入	9,068,101	9,378,319	△ 310,218
施設使用料収入	1,235,630	1,031,800	203,830
施設雑収入	14,684	200,011	△ 185,327
学童保育受託事業	5,704,110	5,935,274	△ 231,164
市受託収入	3,099,000	3,071,000	28,000
使用料収入	2,531,500	2,381,500	150,000
雑収入	73,610	21,009	52,601
新型コロナウイルス感染防止対策	0	371,765	△ 371,765
新型コロナウイルス利用料返還	0	90,000	△ 90,000
高齢者活躍人材確保育成事業受託事業収益	88,000	99,000	△ 11,000
高齢者活躍人材確保育成事業受託収益	88,000	99,000	△ 11,000
受取会費	1,211,500	1,218,000	△ 6,500
正会員受取会費	991,500	1,003,000	△ 11,500
賛助会員受取会費	220,000	215,000	5,000
受取補助金等	25,087,000	25,180,000	△ 93,000
受取連合交付金	12,487,000	12,590,000	△ 103,000
受取(市)補助金	12,600,000	12,590,000	10,000
雑収益	16,490	26,501	△ 10,011
受取利息	1,075	1,051	24
雑収益	15,415	25,450	△ 10,035
経常収益計	328,335,126	339,506,163	△ 11,171,037
(2) 経常費用			0
事業費	322,032,590	336,716,909	△ 14,684,319
支払配分金	249,321,755	262,613,434	△ 13,291,679
支払材料費等	8,062,415	9,024,857	△ 962,442
役員報酬	431,500	473,000	△ 41,500
給料手当	25,748,315	27,014,714	△ 1,266,399
臨時雇賃金	8,820,286	8,620,681	199,605
法定福利費	4,933,992	5,164,067	△ 230,075
退職給付費用	837,750	1,177,180	△ 339,430
福利厚生費	47,375	92,873	△ 45,498
会議費	61,216	26,663	34,553
旅費交通費	146,240	253,980	△ 107,740
通信運搬費	1,128,925	1,054,566	74,359
減価償却費	1,062,283	759,958	302,325

什器備品費	216,150	203,826	12,324
消耗品費	2,537,285	2,791,413	△ 254,128
修繕費	306,945	870,020	△ 563,075
印刷製本費	448,366	750,348	△ 301,982
光熱水料費	3,685,465	4,001,692	△ 316,227
賃借料	1,638,956	1,708,134	△ 69,178
保険料	2,379,136	2,469,480	△ 90,344
諸謝金	69,000	111,000	△ 42,000
租税公課	4,619,908	2,087,380	2,532,528
支払負担金	0	90,000	△ 90,000
委託費	5,311,215	4,697,291	613,924
備品費	0	53,680	△ 53,680
教材費	54,691	38,526	16,165
支払手数料	43,425	473,325	△ 429,900
貸倒損失	73,959	0	73,959
燃料費	40,337	44,154	△ 3,817
雑費	5,700	50,667	△ 44,967
管理費	2,349,650	2,631,772	△ 282,122
役員報酬	200,000	220,000	△ 20,000
給料手当	761,545	764,130	△ 2,585
法定福利費	164,047	182,234	△ 18,187
退職給付費用	12,000	26,400	△ 14,400
会議費	5,385	36,750	△ 31,365
旅費交通費	131,350	117,570	13,780
通信運搬費	33,390	33,734	△ 344
消耗品費	24,149	62,810	△ 38,661
印刷製本費	142,835	128,425	14,410
賃借料	8,100	8,100	0
保険料	105,220	48,780	56,440
諸謝金	0	8,000	△ 8,000
租税公課	4,500	244,500	△ 240,000
支払負担金	287,900	291,700	△ 3,800
委託費	220,822	243,939	△ 23,117
支払手数料	0	7,988	△ 7,988
雑費	248,407	206,712	41,695
經常費用計	324,382,240	339,348,681	△ 14,966,441
当期經常増減額	3,952,886	157,482	3,795,404
当期一般正味財産増減額	3,952,886	157,482	3,795,404
一般正味財産期首残高	53,165,913	53,008,431	157,482
一般正味財産期末残高	57,118,799	53,165,913	3,952,886
II 正味財産期末残高	57,118,799	53,165,913	3,952,886

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

- (1) 『公益法人会計基準』（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会、平成21年10月16日改正）を採用している。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
減価償却資産について、定額法により直接減価償却を実施している。
- (3) 引当金の計上方法
退職給付引当金は、期末退職給付の要支給額に相当する金額から特定退職金共済給付額を控除した金額を計上している。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税の会計処理は、税込み方式によっている。

2 特定資産の増減およびその残高

特定資産の増減およびその残高は、次のとおりである。

科目	前期残高	当期増加額	当期減少額	当期残高
退職給付引当資産	1,605,183	513,750	475,200	1,643,733
固定資産取得積立資産	0	3,900,000	0	3,900,000
合計	1,605,183	4,413,750	475,200	5,543,733

3 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科目	当期末残高	(うち指定正味 財産からの充当額)	(うち一般正味 財産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
退職給付引当資産	1,643,733	0	0	(1,643,733)
固定資産取得積立資産	3,900,000	0	(3,900,000)	0
合計	5,543,733	0	(3,900,000)	(1,643,733)

4 固定資産の取得価格、減価償却累計額および当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額および当期末残高は、次のとおりである。

科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	14,487,637	13,287,618	1,200,019
什器備品	2,197,505	1,768,043	429,462
作業所	545,640	379,591	166,049
合計	17,230,782	15,435,252	1,795,530

5 補助金等の内訳ならびに交付者、当期の増減額および残高

補助金等の内訳ならびに交付者、当期の増減額および残高は、次のとおりである。

補助金の名称等	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
運営補助金	連合	0	12,487,000	12,487,000	0	—
運営補助金	市	0	12,600,000	12,600,000	0	—
合計		0	25,087,000	25,087,000	0	

財 産 目 録

令和6年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	使用事業	金額	
(流動資産)					
	現金	手元保管	運転資金	シルバー人材センター事業	50,000
	預金	普通預金 福井銀行鯖江支店	運転資金	法人管理	0
		普通預金 福井銀行鯖江支店	運転資金	シルバー人材センター事業等	46,429,672
		普通預金 福井信用金庫本町支店	運転資金	シルバー人材センター事業	3,961,657
	未収金	鯖江市役所他	契約金額	シルバー人材センター事業	30,169,684
		福井県シルバー人材センター連合	派遣事業手数料	シルバー人材センター事業	602,101
	前払金	鯖江商工会議所	職員特退金共済費	シルバー人材センター事業	28,000
流動資産合計				81,241,114	
(固定資産)					
特定資産	退職給付引当資産	定期預金 福井銀行鯖江支店	職員退職金支払いのための積立資産として管理されている預金	シルバー人材センター事業	1,643,733
	固定資産取得積立資産	定期預金 福井銀行鯖江支店	固定資産を取得するための積立資産として管理されている預金	シルバー人材センター事業	3,900,000
その他の固定資産	建物	224.66㎡ (H22年1月) 鯖江市上鯖江1丁目4-1	公益目的財産であり、シルバー人材センター事業に使用している	シルバー人材センター事業	1
	建物	2.50㎡ (R3年3月購入) 鯖江市上鯖江1丁目4-2	公益目的財産であり、シルバー人材センター事業に使用している	シルバー人材センター事業	166,048
	出資金	出資金 (H19年5月)	公益目的財産であり、シルバー人材センター事業に使用している	シルバー人材センター事業	30,000
	車輛運搬具	軽乗用車 (6948) (H30年3月購入)	公益目的財産であり、シルバー人材センター事業に使用している	シルバー人材センター事業	1
	車輛運搬具	軽トラック (3628) (H27年11月購入)	公益目的財産であり、シルバー人材センター事業に使用している	シルバー人材センター事業	1
	車輛運搬具	軽トラック (4788) (R1年9月購入)	公益目的財産であり、シルバー人材センター事業に使用している	シルバー人材センター事業	1
	車輛運搬具	軽貨物 (1767) (H31年3月購入)	公益目的財産であり、シルバー人材センター事業に使用している	シルバー人材センター事業	1
	車輛運搬具	トヨタバン (1725) (H27年10月購入)	公益目的財産であり、シルバー人材センター事業に使用している	シルバー人材センター事業	1
	車輛運搬具	軽トラック (5017) (H23年3月購入)	公益目的財産であり、シルバー人材センター事業に使用している	シルバー人材センター事業	1
	車輛運搬具	普通トラック (1101) (H22年3月購入)	公益目的財産であり、シルバー人材センター事業に使用している	シルバー人材センター事業	1
	車輛運搬具	軽トラック (8921) (H25年6月購入)	公益目的財産であり、シルバー人材センター事業に使用している	シルバー人材センター事業	1
	車輛運搬具	軽トラック (5459) (H26年6月購入)	公益目的財産であり、シルバー人材センター事業に使用している	シルバー人材センター事業	1
	車輛運搬具	軽乗用車 (6062) (H26年6月購入)	公益目的財産であり、シルバー人材センター事業に使用している	シルバー人材センター事業	1
	車輛運搬具	軽トラック (3019) (R5年3月購入)	公益目的財産であり、シルバー人材センター事業に使用している	シルバー人材センター事業	1,200,009

什器備品	動力噴霧機 (H11年8月購入)	公益目的財産であり、 シルバー人材センター 事業に使用している	シルバー人材 センター事業	1	
什器備品	エアコン (H30年10月購入)	公益目的財産であり、 シルバー人材センター 事業に使用している	シルバー人材 センター事業	29,132	
什器備品	冷蔵庫 (H23年7月購入)	公益目的財産であり、 シルバー人材センター 事業に使用している	シルバー人材 センター事業	1	
什器備品	ファームストッカー (H27年9月購入)	公益目的財産であり、 シルバー人材センター 事業に使用している	シルバー人材 センター事業	1	
什器備品	シュレッダー (H28年3月購入)	公益目的財産であり、 シルバー人材センター 事業に使用している	シルバー人材 センター事業	1	
什器備品	金庫 (H28年3月購入)	公益目的財産であり、 シルバー人材センター 事業に使用している	シルバー人材 センター事業	101,673	
什器備品	ノートパソコン (H31年3月購入)	公益目的財産であり、 シルバー人材センター 事業に使用している	シルバー人材 センター事業	1	
什器備品	発電機 (H31年3月購入)	公益目的財産であり、 シルバー人材センター 事業に使用している	シルバー人材 センター事業	81,243	
什器備品	芝刈り機 (NO.1) (H29年5月購入)	公益目的財産であり、 シルバー人材センター 事業に使用している	シルバー人材 センター事業	60,742	
什器備品	芝刈り機 (NO.2) (R4年2月購入)	公益目的財産であり、 シルバー人材センター 事業に使用している	シルバー人材 センター事業	156,667	
預託金	自動車リサイクル料金	公益目的財産であり、 シルバー人材センター 事業に使用している	シルバー人材 センター事業	74,570	
固定資産合計				7,443,833	
資産合計				88,684,947	
(流動負債)					
未払金	配分金328名	シルバー人材センター 事業に供する配分金の 未払金額	シルバー人材 センター事業	18,984,660	
	業者材料費等	シルバー人材センター 事業に供する材料費等 の未払金額	シルバー人材 センター事業	10,227,615	
預り金	職員社会保険料	職員からの社会 保険料等預り金	シルバー人材 センター事業	545,025	
	職員源泉税	職員からの源泉所得 税預り金	シルバー人材 センター事業	87,836	
	職員住民税	職員からの住民税 預り金	シルバー人材 センター事業	70,800	
前受金	発注者等	シルバー人材センター 事業に供する前受金	シルバー人材 センター事業	0	
仮受金	発注者等	シルバー人材センター 事業に供する仮受金	シルバー人材 センター事業	6,479	
流動負債合計				29,922,415	
(固定負債)					
	退職給付引当金	職員に対するもの	職員退職金規程に おける退職金要支給額	シルバー人材 センター事業	1,643,733
固定負債合計				1,643,733	
負債合計				31,566,148	
正味財産				57,118,799	

監査報告書

定款第16条第1項第2号および会計処理規程第9章の規定により、令和5年度公益社団法人鯖江市シルバー人材センターの収支決算、財産状況、その他付属書類について、監査を実施したところ適正かつ正確に処理されており、令和5年度収支決算書どおり相違ないことを認めます。

令和6年5月8日

公益社団法人 鯖江市シルバー人材センター
理事長 山本信英 殿

監事 山田敏子 ⑩

監事 友永英宣 ⑩

議案第 2 号

任期満了に伴う理事・監事の選任について

公益社団法人鯖江市シルバー人材センター理事・監事選出要綱に基づき、選考委員会において次期役員候補者が別表のとおり選考、推薦されたので、公益社団法人鯖江市シルバー人材センター定款第 14 条の規定により承認を求める。

令和 6 年 6 月 17 日提出

公益社団法人

鯖江市シルバー人材センター

理事長 山 本 信 英

令和6・7年度 公益社団法人鯖江市シルバー人材センター理事・監事候補者名簿

(理事・監事選考委員会推薦候補者)

(順不同)

役職	氏名	再・新	住所	地区
理事	石本 義幸	再任	下新庄町	新横江
理事	小木曾 宏二	再任	横江町1丁目	鯖江
理事	小林 昌幸	再任	南井町	片上
理事	酒井 誠	再任	川島町	北中山
理事	佐々木 和子	再任	尾花町	河和田
理事	高島 鉄宜	再任	石田下町	立待
理事	田中 涼一	再任	舟津町3丁目	鯖江
理事	友永 幸四郎	再任	持明寺町	吉川
理事	野尻 茂野	再任	鳥羽町	神明
理事	福岡 正義	再任	新町	新横江
理事	福嶋 順一	再任	下河端町	中河
理事	堀 謙介	再任	五郎丸町	新横江
理事	牧野 正信	新任	下司町	豊
理事	山本 信英	再任	北野町2丁目	神明
監事	山田 敏子	再任	住吉町2丁目	鯖江
監事	友永 英宣	再任	持明寺町	吉川

鯖江市民憲章

山があります。川があります。そして、やすらぎがあります。

ふるさと鯖江の祖先たちは、王山古墳の昔から日野の流れにあすをみつめ、豊かな大地のめぐみに感謝しながらたくましく生きてきました。

わたしたちは、嚮陽(きょうよう)の心にふさわしい先人の歩みをうけつぎ、あらたな飛躍をめざして誓います。

わたしたちは清らかなまち鯖江を守ります

輝く緑と澄んだ水　そして花につつまれた、
そんな美しいまちを守ります。

心豊かなまち鯖江を育てます

すこやかな出会いがあり　ともに喜びをわかちあえる、
そんなほっとするまちを育てます

力あふれるまち鯖江をつくります

世界の友と手をつなぎ限りなく未来を拓く、
そんな躍動するまちをつくります

そして夢のひろがるまちづくりに努めます

わたしたちは、鯖江市民です。ともに学び、ともに生きる鯖江市民です。



シルバー人材センターシンボルマーク

このマークは、全国のシルバー人材センターで働く高齢者が
広く連携し、共に働き、共に助け合っていくことをめざして作成さ
れたものです。

デザインは、シルバー（Silver）の「S」と、センター
（Center）の「C」で飛翔する鳥と、動き出す人の姿を表現
しています。